

沖市保幼第 427001 号
令和 2 年 4 月 23 日

保育所等を利用する保護者 様
保育所等利用者の雇用主 様

沖縄市長 桑 江 朝千夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う規模を縮小した保育の実施について (通知)

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をいただき、大変感謝申し上げます。
本市においては、小中学校の臨時休校にあわせ、令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで保育所等を利用する保護者へ家庭保育のご協力をお願いした結果、利用状況は平均でおおよそ半分となっており、保護者の皆様と仕事の出勤を調整いただきました雇用主様のご協力に心から感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルスの陽性患者について、沖縄県全体では 131 人 (22 日 13 時現在) に上がり、本市において集団感染 (クラスター) も確認されるなど、まだまだ予断を許さない状況であります。

このようななか、令和 2 年 4 月 22 日に沖縄県より「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」がだされ、市町村には、適切な感染防止対策を講じたうえで、保育等の提供を縮小して実施することが要請されました。

本市では、園児の健康を守るため、感染症のリスクを予防するとともに、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な保護者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な保護者へ保育の提供を継続していくためにも、保育の提供の規模を縮小いたします。

感染拡大を最小限に抑え、市民の皆様の命を守るためであり、保育所等を利用する保護者の皆様のみならず、保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様のご協力も必要となります。

保育所等をご利用される保護者の雇用主様におかれましては、保育等の規模を縮小する本市の取り組みにご理解を賜り、保護者の皆様からの出勤調整の申し出がある際には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保育料につきましては、下記の協力要請期間に家庭保育 (お休み) いただいた日数分は日割り計算し、後日返金いたします。

※保育等の規模を縮小した際に、受け入れを行う児童の保護者 (医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続する必要な保護者) の要件は、別紙をご確認ください。

【協力要請期間】

(家庭保育のお願い) 令和 2 年 4 月 8 日 (水) から令和 2 年 4 月 25 日 (土) まで

(保育等の規模縮小) 令和 2 年 4 月 27 日 (月) から令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで

※上記協力要請期間は、令和 2 年 4 月 23 日 (木) 現在のものです。

保育等の規模を縮小した際に、受け入れを行う児童の保護者（両親がいる場合はその両方。ひとり親の場合はその保護者）の要件（勤務する事業等）について

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業（国の通知）

1. 医療関連事業

病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業。

2. 高齢者、障害者などの支援関連事業

介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業。

3. 生活必需品関連事業

① インフラ運営関係

（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）

② 飲食料品供給関係

（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

③ 生活必需物資供給関係

（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係

（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）

⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）

⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）

⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）

⑩ 個人向けサービス

（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会安定の維持に関わる事業

① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）

② 物流・運送サービス

（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）

③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）

④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）

⑤ 安全安心に必要な社会基盤

（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）

⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）

⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者。

沖縄市が保育の提供の継続が必要と考える保護者（世帯）

1. ひとり親で仕事を休むことが困難な保護者
2. 家庭保育になることで収入が著しく減少し、生活が維持できなくなる世帯の保護者
3. 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業（国の通知）には、該当しないが、家庭保育を実施することで、失職してしまう世帯の保護者